

平成28年11月28日
日本生命保険相互会社
三井生命保険株式会社

日本生命から三井生命への商品供給

逓増定期保険
経営サポート

の三井生命での販売について

日本生命保険相互会社（代表取締役社長：筒井義信、以下「日本生命」）および三井生命保険株式会社（代表取締役社長：有末真哉、以下「三井生命」）は、平成29年1月5日より、商品相互供給の第1弾として、日本生命の経営者向け商品「ニッセイ逓増定期保険」を三井生命の営業職員チャンネルを通して「逓増定期保険 経営サポート」の名称で販売します。

1. 目的と経緯

日本生命と三井生命の両社は、昨年の経営統合を契機としてグループ一体となってお客さまに最適な商品を提供する体制づくりを目指し、検討を行ってまいりました。

三井生命では、これまでも全国の企業経営者・事業主の方々に対する商品やサービスレベルの強化・改善に取り組んでまいりましたが、様々なご要望にお応えするには、更なる商品ラインアップの強化・拡充が必要と考えています。

一方、日本生命では、経営者の万一の保障に加え、勇退時の退職慰労金や事業承継資金等の財源として活用できる等の特徴を持つ「ニッセイ逓増定期保険」を、三井生命の豊富な法人マーケットに提供することで更なる販路拡大が見込まれると考えています。

こうした両社のメリットが合致し、今回の商品供給に至りました。

今般の商品供給を契機として、三井生命では従来の商品だけでは対応しきれなかった経営者・事業主の方々の幅広い事業保障資金ニーズへの対応が可能となり、更なるサービスレベルの向上を図ってまいります。

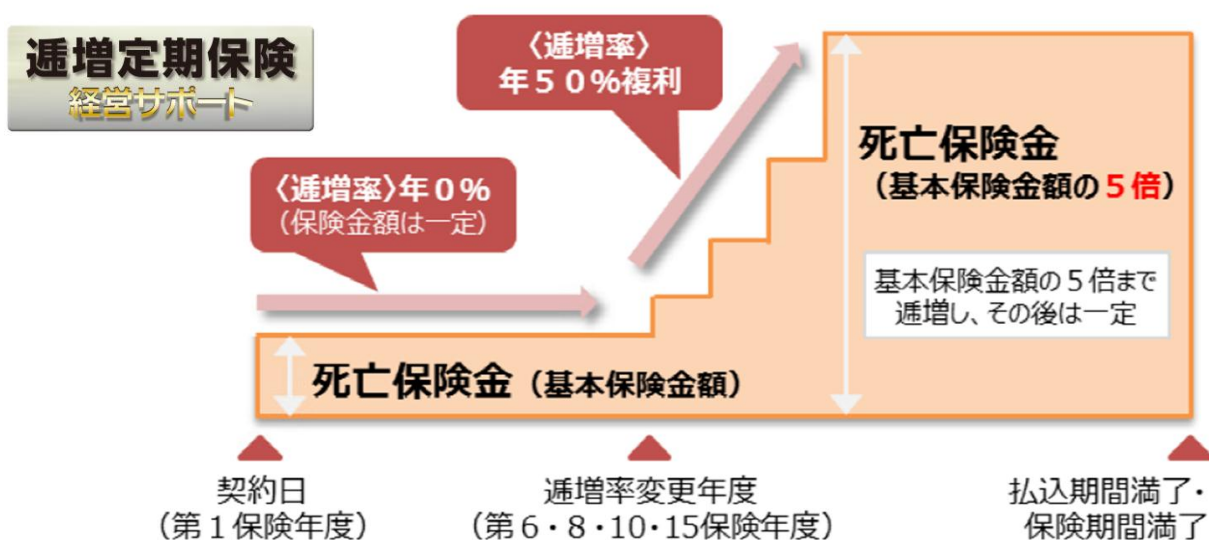
今後とも、日本生命と三井生命は、多様化するお客さまのニーズに対して機動的に対応するために、両社間での商品相互供給を推し進め、グループとしての商品ラインアップの拡充・強化に取り組むことで、グループ価値の最大化を目指してまいります。

2. 商品の特徴

- (1) 経営者様が死亡されたとき、一時金で受取る「死亡保険金」を事業保障資金・死亡退職慰労金・弔慰金・事業承継資金等の財源として活用できます。
- (2) 経営者様のご勇退時に保険契約を解約されると、一時金で受取る「解約払戻金」を勇退退職慰労金の財源として活用できます。
- (3) 一時的に資金が必要となった場合に、契約貸付制度をご利用になれます。

3. 商品の仕組み図

<仕組み図>



※通増率変更年度とは、通増率が変わる保険年度のことです。ご契約時に次のいずれかの保険年度から所定の範囲内でお選びいただけます。

○第6保険年度 ○第8保険年度 ○第10保険年度 ○第15保険年度

※ 当資料は商品・制度・サービスの概要を説明したものです。

※ 詳しいご検討にあたっては、「パンフレット」「提案書」「ご契約のしおり・約款」等を必ずご確認ください。

以上